

電動キックボードを公道で運転するには、関係する法令（交通ルール）を守る必要があります。

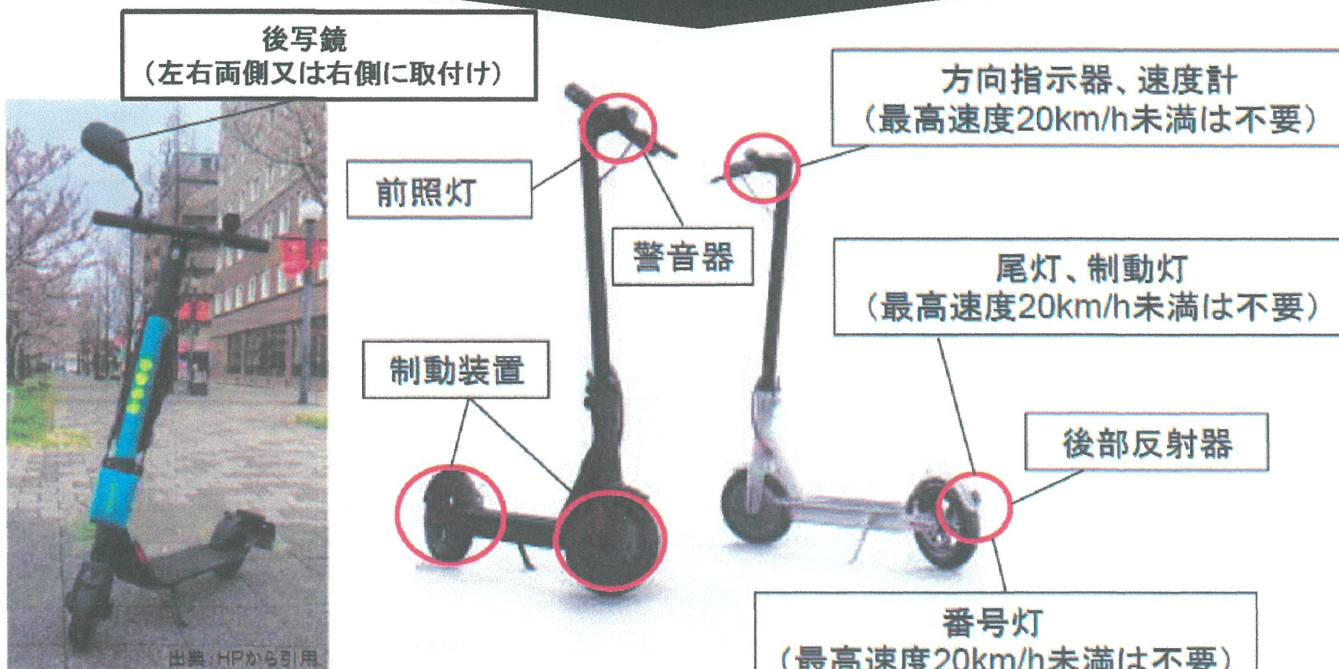
その1

道路交通法等に定められたルールを守る必要があります。

原動機付自転車等の運転免許	○	原動機付自転車の 範囲及び種類
ヘルメットの着用義務	○	
歩道、路側帯、自転車通行帯での走行	×	長さ: 2.5m以内 幅: 1.3m以内 高さ: 2.0m以内 定格出力: 1.0kW以下 定格出力0.6kW以下の場合 は第一種原動機付自転車
ナンバープレートの取付義務	○	
自賠責保険(共済)の加入	○	

その2

保安基準に定められたルールを守る必要があります。



出典: 国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/common/001352346.pdf>)

その他要件<抜粋>

〔制動装置〕

細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置が必要です。(最高速度25km/h未満の場合)

〔灯火及び保安装置関係〕

性能、取付位置等については告示の要件を満たす必要があります。

※これら保安基準については、国土交通省のHPをご覧ください。

(国土交通省) → (自動車) → (点検整備・保安基準等) → (保安基準等) 第59条～第67条等



原動機付自転車を保安基準に適合させるのは使用者の責任です。適合しているかどうか、わからない場合は、必ず購入時に販売店等において確認してください。



電動キックボードで公道を走るには
自賠責保険（共済）に加入しなければいけません。
その他にも、保安基準の適合や、ナンバー取付け、運転免許等の交通ルールを守る必要があります。

自賠責保険取り扱い保険会社（一部掲載）

【午前9時～午後5時（土・日・祝日及び年末年始を除く）】

保険会社	連絡先	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	フリーダイヤル 0120-395-101	
AIG損害保険株式会社	静岡支店 054-255-5141	
共栄火災海上保険株式会社	フリーダイヤル 0120-665778	
損害保険ジャパン株式会社	静岡支店 054-254-9954	
東京海上日動火災保険株式会社	静岡支店 054-254-0019	
日新火災海上保険株式会社	静岡サービス支店 054-254-8861	
三井住友海上火災保険株式会社	フリーダイヤル 0120-560-611	

損害保険に関するご相談・お困りごとは**そんぽADRセンター**にご連絡ください。



0570-022808

受付時間 9:15～17:00【月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）】

※ 自賠責保険についてはこちらです



原動機付自転車の範囲及び種類

長さ：2.5m以内
幅：1.3m以内
高さ：2.0m以内
定格出力：1.0kW以下
(二輪を有するもの（側車付のものを除く）)

{ ※定格出力0.6kW以下の場合
第一種原動機付自転車になります。 }

【自動車損害賠償保障法】

- 責任保険又は責任共済の契約の締結強制（第5条）
自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険（以下、「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。
- 罰則（第86条の3第1号）
次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第1号 第5条の規定に違反した者（第2号・第3号 略）

【行政処分】

- 無保険車運行（違反点数6点）

静岡県警察（一社）日本損害保険協会中部支部